

2016年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について(福祉課)

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

基金については保険料引き下げの財源として活用します。介護保険料の段階は、現行も国の基準より多段階で設定しています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、保険料の減免、および低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施します。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

現行制度で実施します。

(2) 介護保険利用の際の手続き(福祉課)

- ★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

国のガイドラインに従い、適切なサービスに繋げるような体制を整えます。

- ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

必要な方には従来通り利用できるよう実施体制を整えます。

★(3) 基盤整備について(福祉課)

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画に基づき、施設整備等の基盤整備を進めます。

(4) 総合事業について(福祉課)

- ①総合事業移行にあたって

- ★ア) 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

必要な方には従来通り利用できるよう実施体制を整えます。

- ★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討していきます。

- ②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討し、そのために必要な事業費の確保と助成に努めます。

(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ(福祉課)

- ①宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

憩いのサロン事業を推進します。

- ②住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度を実施しています。

★(6) 障害者控除の認定について(福祉課)

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

現行制度で実施します。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

2. 国保の改善について(保険医療課)

- ★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

医療費が増え、運営自体も厳しい状況になってきています。加入世帯には給付と負担の適正化を考えて賦課しています。減免制度については現行制度を継続します。

- ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書世帯であっても18歳到達の年度末まで短期証を発行しています。また、継続して分納している世帯については、原則有効期限6カ月の短期保険証を交付しています。「命に係わる保険証」と理解しております。

- ④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

むやみに短期保険証は発行しておりません。短期保険証を発行する場合は、原則有効期限6カ月の短期証を交付していきます。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

「武豊町国民健康保険医療費一部負担減免等事務取扱規準」により実施します。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等(収納課)

- ★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

差押処分を実施する際は、差押禁止財産になるか精査し、適正に処理しています。

- ★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

徴収にあたっては、滞納者と面接し、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、一括納付が困難な納税者に対しては、事情に応じて分割納付にも応じています。納税緩和措置についても、法の規定により公平かつ厳正に行うこととしています。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら

など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。(福祉課)

関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。(秘書広報課・福祉課)

福祉事務所と連携をとりながら適切に対応してまいります。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。(福祉課)

現在のところ考えておりません。

- ④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。(福祉課)

今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。(福祉課)

現在のところ考えておりません。

- ⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。(福祉課)

現在のところ考えておりません。

5. 福祉医療制度について(保険医療課)

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現行制度で実施していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行制度で実施していきます。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に全疾患助成に拡大し実施しています。

現物給付、所得制限なし

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。(学校教育課)

調査する予定はありません。

- イ) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下で実施していきます。
入学説明会等で説明しています。支給内容は現行で実施します

(学校教育課)

- ウ) 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

平成28年8月から地域未来塾「ゆめたろう塾」(無料)を開始しました。

(学校教育課)

- ★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。(学校教育課)

学校給食法に基づき食材費のみ保護者負担としています。
給食費未納を理由に給食を食べられないことはありません。

- ★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。(子育て支援課)

保育実施義務は果たしております。
施設形態の違いで保育格差がないよう指導していきます。
既存の認可保育園で対応していきます。

- ④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。(子育て支援課)

現在の保育の質を保てるように規制緩和は慎重に行うよう努めます。
国や県に基づき保育料の軽減や保育士の処遇改善に努めます。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。(子育て支援課・学校教育課)

要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催し、情報共有、対応策等の協議に努めております。会議には、保健所の精神保健福祉士にも出席していただき、対応策等の相談にのっていただいております。

- ⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。(子育て支援課・学校教育課)

本町では、「子育て・ひとり親」世帯への家賃補助等は現時点では考えておりませんが、中学生までの入院、通院に係る医療費の無料化を初め妊産婦、乳児健診に対する助成や子育ての総合援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を展開しており、子育て施策の充実を図っています。

7. 障害者・児施策の拡充について(福祉課)

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

体制の整備について圏域で検討しています。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

現行制度で実施します。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

現行制度で実施します。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

介護サービスを一律に優先させることなく、状況を勘案して支給決定し、適切に対応してまいります。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

介護サービスを一律に優先させることなく、状況を勘案して支給決定しています。

- ⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

現行制度で実施します。

- ⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

現行制度で実施します

- ★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

現行制度で実施します

8. 予防接種について(健康課)

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

国や県及び県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

現在は考えておりません。現行制度で継続実施してまいります。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書(秘書広報課)

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

1. 2に対する意見書及び要望書については、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしていきます。

以上